令和８～１０年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター放射線関連医療機器保守業務委託仕様書

No.	装　置	型　式	メーカー
1	CTスキャナ装置	Aquilion ONE TSX-301A/2A	キヤノンメディカルシステムズ
2	全身用X線CT装置	Aquilion ONE TSX-305A/5	キヤノンメディカルシステムズ
3	乳房撮影装置	FDR MS-2500（AMULET f）	富士フイルムメディカル
4	X線一般撮影台	DRYPIX、CALNEO	富士フイルムメディカル
	X線医療画像処理ユニット	Console Advance	富士フイルムメディカル
5	X線一般撮影台	RADSpeed PRO	島津製作所
6	超電導磁気共鳴診断装置	Ingenia 1.5T CX	フィリップス・ジャパン
7	造影剤注入装置（CT室1）	DualShotGX天井懸垂装置 LD付	根本杏林堂
	造影剤注入装置（CT室2）	デュアルショットGX7	根本杏林堂
	造影剤注入装置（MRI室1）	ソニックショット7	根本杏林堂
	造影剤注入装置（MRI室2）	ソニックショット7	根本杏林堂
	造影剤注入装置（アンギオ室1）	PRESS DUO elite	根本杏林堂
	造影剤注入装置（アンギオ室2）	PRESS DUO GEO-150	根本杏林堂
	造影剤注入装置（MRI）	acot-S	根本杏林堂
8	パルスオキシメーター（MRI）	7500FO	スタープロダクト
9	心電同期モニタ―(CT)	Model7800T	IVY
10	放射線治療システム	TrueBeam Edge	バリアンメディカルシステムズ
11	QA機器・線量計	ArcCHECK他	東洋メディック
12	患者位置決め装置	ExacTrack Dynamic	ブレインラボ
13	超電導磁気共鳴診断装置	Ingenia 3.0T	フィリップス・ジャパン
14	吸引式組織生検用針向け装置	マンモトームリボルブシステム　MSCM1	デヴィコア・メディカル・ジャパン
15	Ｘ線TV装置（透視7）	CUREVISTA Open	富士フイルムメディカル
	Ｘ線TV装置（透視6）	CUREVISTA Open	富士フイルムメディカル
16	心臓血管造影X線診断装置	Azurion 7 M12	フィリップス・ジャパン
	Core MobileImaging System	100V	フィリップス・ジャパン
	SyncVision	772	フィリップス・ジャパン

対象名称	No.1　CTスキャナ装置 Aquilion ONETSX-301A/2A（キヤノンメディカルシステムズ）　設置場所　CT室1
対象機器	・契約対象装置構成 装置名　型式　製造番号 ・CTスキャナ本体　TSX-301A/2A　2AB1072217 ・X線管球　CXB-750E/2AI　68523-2Q
契約期間	2026年4月1日～2027年3月31日
点検回数	2回/年（予定月7月、1月）
契約内容	【契約内】 スポット点検 ・定期点検 *定期交換部品含む ・生データディスクユニットバッテリ：BBU$BSX74-2427E＊A×2個（7月点検時交換予定） ・画像ディスクユニットバッテリ：BBU$BSX74-2765E＊A×1個（7月点検時交換予定） 【契約外】 ・オンコール作業 ・点検時及び修理時に発生した全ての修理部品 ・X線管球 ・X線管球交換にかかる作業 ・記載のない他社製品 ・周辺機器及びメディア ・オーバーホール、移設作業 ・ウイルス感染の調査及び対策と駆除 ・漏洩X線量測定 【契約条件】 1.次の各号に該当する本装置の不具合については、受託者及びメーカーは本契約における保守の責任を負わないものとする (1)火災、風水害、地震等の天災地変その他の不可抗力に起因する不具合 (2)メーカーが予め指定する設置条件、電源条件、環境条件を逸脱したことに起因する不具合及び本装置に対する取扱いの不備、委託者等の操作上の故意または過失により発生した不具合 (3)メーカー又はメーカーの指定する者以外による改造、修理等に起因する不具合 (4)メーカーが指定する以外の保守部品・記録媒体・消耗品等の使用に起因する不具合 (5)メーカーが指定する以外のハードウェア及びソフトウェアの追加、または契約対象物件を含むハードウェア及びソフトウェアの除去に起因する不具合 (6)本装置納入後1年を経過したソフトウェアの瑕疵による不具合 (7)記録媒体・消耗品類の保管不備に起因した不具合 (8)本装置及び本契約に伴い設置されたメーカー所有の機器が委託者等施設内のネットワークに接続された場合のマルウェア(悪意のあるソフトウェア)感染及び媒介 2.次の各号については本契約の対象外とし前項の不具合を含め、受託者は、委託者の依頼に基づき別途有償にて対応する (1)本装置のオーバーホール又は設置場所の変更に伴う本装置の移動、据付、調整 (2)ハードウェア及びソフトウェアの仕様変更及び消耗品の支給・交換 (3)本契約に医療事務処理用コンピュータが含まれる場合、医療事務処理用コンピュータに関しては、医療事務以外のオプションソフトウェアの支給及び交換 (4)本装置及び本契約に伴い設置されたメーカー所有の機器が委託者等施設内のネットワークに接続されマルウェア(悪意のあるソフトウェア)に感染した場合の検査、駆除 (5)契約外に記載の物品費用及びその交換作業費用 3.受託者が本契約に基づいて保守を行うために、委託者等が本装置を使用できないことにより生ずる委託者等の逸失利益等の損害について受託者は責任を負わない 4.特殊な部品であるためメーカーが速やかに部品調達することが困難であったり、受託者の保守作業予定期間中に委託者等が本装置を使用するなど委託者等側の事情が存在するなど、受託者にとってやむを得ない事由により保守の作業が遅延した場合、受託者は責任を負わない 5.受託者の保守に帰すべからざる事由により、本装置に含まれる記録装置に記録された内容が破壊または消失した場合、受託者は責任を負わないものとする

対象名称	No.1　CTスキャナ装置 Aquilion ONETSX-301A/2A（キヤノンメディカルシステムズ）　設置場所　CT室1
契約内容	6.本契約に医療事務処理用コンピュータが含まれる場合、医療事務処理用コンピュータに関しては、 受託者の部品供給責任は、本装置納入後5年間とし、当該期間を超える期間において供給不可能な 場合であっても受託者は供給責任を負わない者とする 本装置納入後5年間とし、当該期間を超える期間において供給不可能な場合であっても受託者は供給責任を 負わないものとする。 7.本契約に基づく修理・部品交換において、部品の製造中止等の場合における部品の調達についてまで保障するものではない 8.1.委託者または受託者は、相手方に対し、1か月前までに到達する書面による通知をもって、本契約を解約することができる。 2.前項における本契約解約時の契約金額(以下「解約時契約金額」という。)は、本契約に基づく保守が定期点検契約で あることを鑑み、途中解約時の契約額については、点検回数の実施如何によって算出する。 3.第2項の規定にかかわらず、委託者は直ちに本契約を解約することができる。ただし、この場合、委託者または受託者は 前項に定める差額の処理を行うとともに、委託者は契約金額の1か月相当額を双方協議の上、支払うものとする。 9.物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変やメーカーの価格改定により、 契約金額が不相当となった場合は別途協議の上、契約金額を変更することができる。
備考	・通常業務時間は、月曜日から金曜日　9時00分～17時30分とする （但し、祭日、年末年始にかかる休日、夏季休暇にかかる休日及びメーカが定めた休日を除く） ・前年度の使用実績によって、契約金額が変動する場合がある ・途中解約可能だが、再加入不可

対象名称	No.2　全身用X線CT装置 Aquilion ONETSX-305A/5（キヤノンメディカルシステムズ）
対象機器	・契約対象装置構成 装置名　型式　製造番号 ・X線CT装置　TSX-305A/5I　5IC2072172 ・CT架台　CGGT-036A/3A　3AA2072177 ・X線高電圧装置　CXXG-013A/2A　2AB2072485 ・検出器　CDAS-052A/5A　5AB2072280 ・寝台　CBTB-032A/5A　5AB2072442 ・コンソール　CKCN-018B/1A　1AB2072252 ・パワーディストリビュータ　CETF-015A/1A　1AB2072081
契約期間	2026年4月1日～2029年3月31日
点検回数	2回/年（予定月9月3月）
契約内容	【契約内】 管球含むフルメンテナンス　使用頻度：5,500検査数/年以下 ・定期点検 *定期交換部品含む ・オンコール作業費 ・点検時及び修理時に発生した修理部品 *同等品(再整備品を含む)と交換する場合あり ・X線管球 *同等品(再整備品を含む)と交換する場合あり ・立会業務 ・リモートメンテナンス ・アプリコールサービス（FULL&FULL用）（平日9:00~17:30）　1式 カスタマーサポートプラン：ワイド ・カスタマーソリュションセンタへの問合せに応じた以下の業務 ①エキスパートエンジニアによる遠隔故障診断及び修復作業 ②故障部品の出荷手配 ③オンサイト保守を行うカスタマーエンジニアの訪問日時の調整 ・受付及び対応時間：全日7:00～21:00（国民の休日及び年末・年始を含むメーカーが定めた休日を含む。） ・定期点検実施時間：平日（月曜日から金曜日）9：00～17：30 ※時間は使用者と相談の上実施 （ただし、国民の休日及び年末・年始を含むメーカーが定めた休日を除く。） 【契約外】 ・記載のない他社製品 ・周辺機器及びメディア ・オーバーホール、移設作業 ・ウイルス感染の調査及び対策と駆除 ・漏洩X線量測定 【契約条件】 1.次の各号に該当する本装置の不具合については、受託者及びメーカーは本契約における保守の責任を負わないものとする (1)火災、風水害、地震等の天災地変その他の不可抗力に起因する不具合 (2)メーカーが予め指定する設置条件、電源条件、環境条件を逸脱したことに起因する不具合及び本装置に対する取扱いの不備、委託者等の操作上の故意または過失により発生した不具合 (3)メーカー又はメーカーの指定する者以外による改造、修理等に起因する不具合 (4)メーカーが指定する以外の保守部品・記録媒体・消耗品等の使用に起因する不具合 (5)メーカーが指定する以外のハードウェア及びソフトウェアの追加、または契約対象物件を含むハードウェア及びソフトウェアの除去に起因する不具合 (6)本装置納入後1年を経過したソフトウェアの瑕疵による不具合 (7)記録媒体・消耗品類の保管不備に起因した不具合 (8)本装置及び本契約に伴い設置されたメーカー所有の機器が委託者等施設内のネットワークに接続された場合のマルウェア(悪意のあるソフトウェア)感染及び媒介

対象名称	No.2　全身用X線CT装置 Aquilion ONETSX-305A/5（キヤノンメディカルシステムズ）
契約内容	2.次の各号については本契約の対象外とし前項の不具合を含め、受託者は、委託者の依頼に基づき別途有償にて対応する (1)本装置のオーバーホール又は設置場所の変更に伴う本装置の移動、据付、調整 (2)ハードウェア及びソフトウェアの仕様変更及び消耗品の支給・交換 (3)本契約に医療事務処理用コンピュータが含まれる場合、医療事務処理用コンピュータに関しては、 医療事務以外のオプションソフトウェアの支給及び交換 (4)本装置及び本契約に伴い設置されたメーカー所有の機器が委託者等施設内のネットワークに 接続されマルウェア(悪意のあるソフトウェア)に感染した場合の検査、駆除 (5)契約外に記載の物品費用及びその交換作業費用 3.受託者が本契約に基づいて保守を行うために、委託者等が本装置を使用できないことにより生ずる委託者等の 逸失利益等の損害について受託者は責任を負わない 4.特殊な部品であるためメーカーが速やかに部品調達することが困難であったり、受託者の 保守作業予定期間中に委託者等が本装置を使用するなど委託者等側の事情が存在するなど、受託者にとって やむを得ない事由により保守の作業が遅延した場合、受託者は責任を負わない 5.受託者の保守に帰すべからざる事由により、本装置に含まれる記録装置に記録された内容が 破壊または消失した場合、受託者は責任を負わないものとする 6.本契約に医療事務処理用コンピュータが含まれる場合、医療事務処理用コンピュータに関しては、 受託者の部品供給責任は、本装置納入後5年間とし、当該期間を超える期間において供給不可能な 場合であっても受託者は供給責任を負わない者とする 本装置納入後5年間とし、当該期間を超える期間において供給不可能な場合であっても受託者は供給責任を 負わないものとする。 7.本契約に基づく修理・部品交換において、部品の製造中止等の場合における部品の調達についてまで保障するものではない 8.1.委託者または受託者は、相手方に対し、1か月前までに到達する書面による通知をもって、 本契約を解約することができる。 この場合、委託者は受託者に対して、解約の効果が生じる日に属する月までの契約金額を支払う。 2.前項の規定にかかわらず、委託者はただちに本契約を解約することができる。 但し、この場合、委託者は受託者に解約の効果が生じる日の属する月までの契約金額のほか、 契約金額の1か月相当額を支払う。 9.物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変やメーカーの価格改定により、 契約金額が不相当となった場合は別途協議の上、契約金額を変更することができる。
備考	・通常業務時間は、月曜日から金曜日　9時00分～17時30分とする （但し、祭日、年末年始にかかる休日、夏季休暇にかかる休日及びメーカが定めた休日を除く） ・前年度の使用実績によって、契約金額が変動する場合がある ・途中解約可能だが、再加入不可 ・上記の契約期間に関わらず本対象装置は、2030年3月31日まで同内容同条件で継続するものとします。

対象名称	No.3 乳房撮影装置 FDR MS-2500（AMULET f）（富士フイルムメディカル）
対象機器	・契約対象装置構成 装置名　型式　製造番号　プラン ①乳房用Ｘ線診断装置　FDR MS-2500(AMULET f)　RD2-3316 36460021　タイプf-RA ②画像処理ユニット　FDR-2000 AWS　RD2-3316 37120253　タイプRA ③AMULET BIOPSY　FDR-2000BPY　RD2-3316 36330106　タイプA
契約期間	2026年4月1日から2027年3月31日まで
点検回数	1回/年(予定月3月)
契約内容	【契約内容】 ・オンサイト定期点検 **全装置** 本契約期間中に使用者と受託者が協議のうえ定めた日時にメーカーの定める仕様に基づいて行うものとします。 ・修理対応 **全装置** 契約機器に万一不具合が発生した場合、 使用者の要請により速やかに技術員を派遣して必要な復旧作業を行うものとします。 ・ACTIVE LINEリモートサービス **対象装置①②** 本契約期間中、電話回線を利用した遠隔操作により、リモート定期点検（12回／年）、予兆監視、操作支援、 自動時刻調整を実施します。リモート定期点検、予兆監視により受託者が修復作業を必要と判断した場合、 遠隔操作により可能な範囲で、修復作業を行ないます。 ・精度管理代行サービス **対象装置①**　1回/年 ①に定めるオンサイト定期点検時に、メーカー所定の仕様に基づき「マンモＱＣソフトウェア」を使用して デジタルマンモグラフィーシステムの総合的な画質特性の不変性試験及び調整等のサービスを実施します。 ・アンチウイルスサービス **対象装置②** 使用者が契約機器とともに受託者より導入したアンチウイルスサービスライセンスプログラム （F-Secureプログラム）のウイルスパターンファイルを、メーカーのACTIVE LINEサーバーより随時更新します。 なお、これは使用者の要請の都度行うものではなく、また完全な安全性を保証するものではありません。 ＜上記業務に必要な部品等の費用負担範囲＞**全装置** ・タイプf-RA、RA、A オンサイト定期点検時に使用するメーカーが定めた定期交換部品及び不具合発生時等の修理による交換部品は 全て委託者の負担とします。 【契約外】 1　点検時及び修理時に発生した全ての修理部品 2　委託者のまたは第三者の責に帰すべき事由に起因する故障の修復 3　契約機器の仕様変更 4　契約機器のオーバーホール及び設置場所の変更作業 5　火災、風水害、地震、落雷等の天災地変その他不可抗力に起因する故障の修復 6　取扱説明書の注意事項、設置条件・電源条件等を含む環境条件、取扱方法を逸脱した使用に起因する故障の修復 7　契約機器外から物理的、電気的ストレスを加えられたことに起因する故障の修復 8　受託者指定以外の保守部品、消耗品及び接続機器の使用に起因する故障の修復 9　受託者または受託者指定の者以外による仕様変更、修理及び移動に起因する故障の修復 10　セキュリティインシデントが発生した場合の修復作業やログ解析、調査 11　契約機器へ接続されているシステムまたは装置の仕様変更に伴う契約機器のプログラムソフト変更、 12　契約機器に接続されるシステムの仕様変更に伴う変更 13　受託者提供外のネットワーク関連機器、ネットワークケーブルの保守業務 14　基本ソフトウェアへ、ベンダが提供する修正ソフトウェアまたは追加ソフトウェアを適用する作業 15　消耗品(フィルム、記録メディア、モニター（輝度劣化、面欠点、色調変化、濃度均一性等の経時劣化に限る）)の提供 または交換 【契約時間(プランG)】　**全装置対象** 日曜日・国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）も含め メーカー所定の休日を除いた月曜日～土曜日の8時00分～20時00分 オンサイト定期点検の実施については、原則として平日（月曜日～金曜日）の9時00分～17時40分に行うものとします。 上記に定める時間外での業務履行に関しては、当該費用は別途有償とします。
備考	賃与品あり：光回線、インターネットプロバイダサービス、VPNルータ、リモートサービス専用端末

対象名称	No.4 X線一般撮影台 DRYPIX・CALNEO(富士フイルムメディカル)
対象機器	・契約対象装置構成 装置名　製造番号 ・ DRYPIX EDGE　①86921137②87021335　タイプD ・ DR CALNEO HC SQ（SE）　③87220726④87220748 ⑤87220751⑥87220752　タイプRD ・ DR CALNEO HC（MP）　⑦87020948⑧87020949 ⑨87020954⑩87020955　タイプRD ・ DR CALNEO HC（MC）　⑪86920734⑫87020741　タイプRD ・ CALNEO Smart C47　⑬87053063　タイプRD ・ CALNEO Smart（MP）　⑭87123913⑮87223991　タイプRD ・ CALNEO Smart モバイルAP　⑯87151654⑰87151655 ⑱87151656　タイプRD ・ CALNEO Smart C77　⑲87151748⑳87151766㉑87151767 ㉒87151768㉓87251833㉔87251830 ㉕87251831㉖87251832㉗87251834　タイプRD ・ CALNEO Smart C12　㉘87150903㉙87150930㉚87150929 ㉛87150928㉜87250962㉝87250963　タイプRD
契約期間	2026年4月1日から2029年3月31日まで
点検回数	1回/年(予定月2月)
契約内容	【保守内容】 ・オンサイト定期点検 本契約期間中に本仕様書に定めた月度に受託者の定める仕様に基づいて行うものとします。 なお、実施月度は、使用者と受託者の協議により随時変更できるものとします。 ・修理対応 契約機器に万一不具合が発生した場合、 使用者の要請により速やかに技術員を派遣して必要な復旧作業を行うものとします。 ・FPDキャブレーションサービス　**対象装置③～⑥、⑬、⑲～㉝** FPD画像の一様性を維持するため、オンサイト定期点検に定める定期点検時に受託者所定の仕様に基づき、 FPD画像のムラ、点欠陥、線欠陥等を測定し、必要に応じて補正・調整を実施します。 ・ASSISTA Management RAD　C（写損・トレンド・閲覧・出力） ＜上記業務に必要な部品等の費用負担範囲＞**対象装置①②③**（タイプf-RA、RA、A） ・タイプRD+2f　**対象装置⑬⑲⑳㉓、㉖～㉝** 1：交換部品はすべて受託者の負担とします。 2：対象外の定めに拘わらず、本契約期間内に使用者の過失（重過失は除く）により 次のいずれかの対象事由が生じかつ異常が発生し、FPD本体を交換する場合のFPD本体代金は、 本契約開始から終了までの1年間毎に当該特約対象機器全てについての交換合計2回までを 全額受託者の負担とし、3回目700,000円、4回目以降1,500,000円をそれぞれ委託者の負担とします。 a.パネルに異常が発生し、落下や強い衝撃によりパネル部に著しい変形（全面、局部の変形・湾曲）が生じた場合 b.パネル部に液体（血液、嘔吐物、飲料水など）による汚染の痕跡が認められた場合 c.パネル内蔵センサーのログから、強い衝撃を受けたことが確認された場合 3：UPS本体を交換する場合のUPS本体代金は全額委託者の負担とします。 ・タイプD、RD 1：交換部品はすべて受託者の負担とします。 2：対象外の定めに拘わらず、本契約期間内に使用者の過失（重過失は除く）により 次のいずれかの対象事由が生じかつ異常が発生し、FPD本体を交換する場合のFPD本体代金は、 半額を委託者の負担とします。 a.パネルに異常が発生し、落下や強い衝撃によりパネル部に著しい変形（全面、局部の変形・湾曲）が生じた場合 b.パネル部に液体（血液、嘔吐物、飲料水など）による汚染の痕跡が認められた場合 c.パネル内蔵センサーのログから、強い衝撃を受けたことが確認された場合 3：UPS本体を交換する場合のUPS本体代金は全額委託者の負担とします。 【対象外】 1　委託者のまたは第三者の責に帰すべき事由に起因する故障の修復 2　契約機器の仕様変更 3　契約機器のオーバーホール及び設置場所の変更作業 4　火災、風水害、地震、落雷等の天災地変その他不可抗力に起因する故障の修復 5　取扱説明書の注意事項、設置条件・電源条件等を含む環境条件、取扱方法を逸脱した使用に起因する故障の修復 6　契約機器外から物理的、電気的ストレスを加えられたことに起因する故障の修復 7　受託者指定以外の保守部品、消耗品及び接続機器の使用に起因する故障の修復 8　受託者または受託者指定の者以外による仕様変更、修理及び移動に起因する故障の修復 9　セキュリティインシデントが発生した場合の修復作業やログ解析、調査 10　契約機器へ接続されているシステムまたは装置の仕様変更に伴う契約機器のプログラムソフト変更、 11　契約機器に接続されるシステムの仕様変更に伴う変更 12　受託者提供外のネットワーク関連機器、ネットワークケーブルの保守業務 13　基本ソフトウェアへ、ベンダが提供する修正ソフトウェアまたは追加ソフトウェアを適用する作業 14　消耗品(フィルム、記録メディア、UPSバッテリー、モニター （輝度劣化、面欠点、色調変化、濃度均一性等の経時間劣化に限る））の提供または交換

対象名称	No.4 X線一般撮影台 DRYPIX・CALNEO(富士フイルムメディカル)
契約内容	【契約時間(プランG)】　**全装置対象** 日曜日・国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）も含め メーカー所定の休日を除いた月曜日～土曜日の8時00分～20時00分 オンサイト定期点検の実施については、原則として平日（月曜日～金曜日）の9時00分～17時40分に行うものとします。 上記に定める時間外での業務履行に関しては、当該費用は別途有償とします。
備考	

対象名称	No.4 ConsoleAdvance(富士フイルムメディカル)
対象機器	・契約対象装置構成 装置名　　製造番号 ・ConsoleAdvance　①56628761②66931628③87238495 ・ConsoleAdvance（MOBILE）　④87038260⑤87038261⑥87038262 ・DR-ID 900CL　⑦86820105
契約期間	2026年4月1日から2027年3月31日まで
点検回数	1回/年(予定月2月)
契約内容	【保守内容】 ・オンサイト定期点検 本契約期間中に使用者と受託者が協議のうえ定めた日時に受託者の定める仕様に基づいて行うものとします。 ・修理対応 契約機器に万一不具合が発生した場合、 使用者の要請により速やかに技術員を派遣して必要な復旧作業を行うものとします。 ・ACTIVE LINEリモートサービス **a.**リモートメンテナンスサービス リモート回線を利用した遠隔操作により、リモート定期点検（12回／年）、予兆監視、操作支援、 自動時刻調整を実施します。リモート定期点検、予兆監視によりメーカーが修復作業を必要と判断した場合、 遠隔操作により可能な範囲で、修復作業を行ないます。 **b.**ASSISTA Management放射線部門管理支援サービス リモート回線により取得した情報により、撮影実績、検査時間、機器稼動実績、カセッテDR衝撃状態、 撮影条件統計解析、写損実績の分析、統計データを提供します。 **c.**ACTIVE LINEリモートサービスのサービス内容・条件 ASSISTA Managementサービス利用規約によるものとします。 ・アンチウイルスサービス 使用者が契約機器とともにメーカーより導入したアンチウイルスサービスライセンスプログラムの ウイルスパターンファイルを、メーカーのACTIVE LINEサーバーより随時更新します。 なお、これは使用者の要請の都度行うものではなく、また完全な安全性を保証するものではありません。 ＜上記業務に必要な部品等の費用負担範囲＞ ・タイプRA　**対象装置④⑤⑥** オンサイト定期点検時に使用するメーカーが定めた定期交換部品及び不具合発生時等の修理による交換部品は 全て委託者の負担とします。 ・タイプRC　**対象装置①②** 1)部品単価200,000円（消費税別）以下の部品及びオンサイト定期点検時に使用するメーカーが 定めた定期交換部品については、受託者の負担とします。 2)部品単価200,000円（消費税別）を超える部品（但し、オンサイト定期点検時に使用するメーカーが 定めた定期交換部品を除く。）については、200,000円を超えた金額を委託者の負担とします。 3)UPS本体を交換する場合のUPS本体代金は全額委託者の負担とします。 ・タイプRD　**対象装置③⑦** 1)交換部品はすべて受託者の負担とします。 2)UPS本体を交換する場合のUPS本体代金は全額委託者の負担とします。 【契約外】 1　委託者のまたは第三者の責に帰すべき事由に起因する故障の修復 2　契約機器の仕様変更 3　契約機器のオーバーホール及び設置場所の変更作業 4　火災、風水害、地震、落雷等の天災地変その他不可抗力に起因する故障の修復 5　取扱説明書の注意事項、設置条件・電源条件等を含む環境条件、取扱方法を逸脱した使用に起因する故障の修復 6　契約機器外から物理的、電気的ストレスを加えられたことに起因する故障の修復 7　受託者指定以外の保守部品、消耗品及び接続機器の使用に起因する故障の修復 8　受託者または受託者指定の者以外による仕様変更、修理及び移動に起因する故障の修復 9　セキュリティインシデントが発生した場合の修復作業やログ解析、調査 10 契約機器へ接続されているシステムまたは装置の仕様変更に伴う契約機器のプログラムソフト変更、 11 契約機器に接続されるシステムの仕様変更に伴う変更 12 受託者提供外のネットワーク関連機器、ネットワークケーブルの保守業務 13 基本ソフトウェアへ、ベンダが提供する修正ソフトウェアまたは追加ソフトウェアを適用する作業 14 消耗品(記録メディア、モニター(輝度劣化、面欠点、色調変化、濃度均一性等の経時間劣化に限る)) の提供または交換 15 モニターの輝度劣化、色調変化、濃度不均一性等の経年劣化は保証範囲外 16 上記保守内容記載以外の部品費等の費用は全額病院負担とする 【契約時間(プランG)】 日曜日・国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）も含め メーカー所定の休日を除いた月曜日～土曜日の8時00分～20時00分 オンサイト定期点検の実施については、原則として平日（月曜日～金曜日）の9時00分～17時40分に行うものとします。 上記に定める時間外での業務履行に関しては、当該費用は別途有償とします。
備考	装置一覧の①の装置は2022年8月24日でEOSL、②の装置は2023年11月16日でEOSLとなる。 以降は部品在庫無くなり次第サポートエンドとなる。

対象名称	No.5　X線一般撮影台 RADspeed Pro EDGE（島津メディカルシステムズ）　設置場所　一般撮影室１一般撮影室2一般撮影室3救急撮影室
対象機器	（対象装置） 一般撮影装置　4式　製造番号 （対象装置内訳） ・一般撮影システム　RADspeed Pro EDGE　（一般撮影室１）　S/N 41E1D6491001 ・一般撮影システム　RADspeed Pro EDGE　（一般撮影室2）　S/N 41E1D6492001 ・一般撮影システム　RADspeed Pro EDGE　（一般撮影室3）　S/N 41E1D6493002 ・一般撮影システム　RADspeed Pro EDGE　（救急撮影室）　S/N 41E1D6493001
契約期間	2026年4月1日～2029年3月31日
点検回数	2回/年（予定月8月2月）
契約内容	免責1万円 【契約内】 ・定価1万円以下の修理部品 ・定期保守点検サービス ・緊急保守サービス ・標準ソフトウェアの提供 ・定期交換部品の提供 〈業務実施時期〉 ・定期点検対応時間 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時30分まで （休日、祝祭日及びメーカーの休業日を除く） ・修理対応時間 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時30分まで （休日、祝祭日及びメーカーの休業日を除く） 【契約外】 ・定価1万円以上の修理部品 ・モニター ・周辺機器 ・消耗品 ・特別付属品 ・他社製品 ・関連機器との通信障害 ・漏洩線量測定 ・休日・祝日・時間外の点検及び訪問サービス ・業務実施時期に記載のない時間外作業 【契約条件】 第1条．以下の場合は本契約のサービス業務の対象から除外し、免責又は費用別請求とする。 (1)設置場所以外の場所へ、装置を移動する場合。 (2)サービス業務仕様書第2条(2)サービス業務の範囲を超えて実施する、整備作業(予防交換を含むオーバーホール)。 (3)消耗品及びサービス業務仕様書第２条及び第５条に記載の物品の供給で有償扱いの場合。 (4)甲が、装置の設計･仕様の範囲を超える状況下で装置を使用したために、故障が生じた場合。 (5)装置の故障が、火災・洪水・地震・落雷等、天災に直接起因する場合。 (6)コンピュータウイルス等による障害が、乙の責に起因しない場合。 ２．本契約に違反した当事者は、故意又は重過失がある場合に限り、当該違反に起因又は関連して相手方が被った直接かつ通常の損害（弁護士費用、逸失利益を除く。）を本契約の契約金額を上限として賠償する。なお、特別損害についてはその予見可能性に関わらず損害賠償責任を負わない。 第2条．甲乙は協議のうえ、契約の全部又は一部を中途解除・変更することができる。 ２．前項の中途解除・変更により甲又は乙が損害を被る場合、他方はその損害を補償し、補償額は契約金額の10%を上限とする。但し、別途解約条項の取り決めがある場合、そちらに従う。 第3条．受託者が本契約に基づいて保守を行うために、病院等が本装置を使用できないことにより生ずる病院等の逸失利益等の損害について受託者は責任を負わない。

対象名称	No.5　X線一般撮影台 RADspeed Pro EDGE（島津メディカルシステムズ）　設置場所　一般撮影室１一般撮影室2一般撮影室3救急撮影室
契約内容	第4条．甲乙の一方が次の何れかに当る場合、甲乙は本契約を解除することができる。これらの事項に該当する場合、解除した甲又は乙は、相手方の解除による損害を賠償する責任を負わない。 (1)強制執行を受ける恐れのあるとき。 (2)銀行取引停止処分を受けたとき。 (3)本契約に定められた義務に違反し、これを正すよう催告を受けたにもかかわらず３０日以内に違反行為を是正しないとき。 (4)その他本契約を継続できない重大な事情のあるとき。 第5条．特殊な部品であるためメーカが速やかに部品調達することが困難であったり、受託者の保守作業予定期間中に病院等が本装置を使用するなど病院等側の事情が存在するなど、受託者にとってやむを得ない事由により保守の作業が遅延した場合、受託者は責任を負わない。 第6条．受託者の保守に帰すべからざる事由により、本装置に含まれる記録装置に記録された内容が破壊または消失した場合、受託者は責任を負わないものとする。 第7条．本契約に医療事務処理用コンピュータが含まれる場合、医療事務処理用コンピュータに関しては、受託者の部品供給責任は、本装置納入後5年間とし、当該期間を超える期間において供給不可能な場合であっても受託者は供給責任を負わない者とする 本装置納入後5年間とし、当該期間を超える期間において供給不可能な場合であっても受託者は供給責任を負わないものとする。 第8条．物価変動その他予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変やメーカーの価格改定により、契約金額が不相当となった場合は別途協議の上、契約金額を変更することができる。 第9条．　契約期間の途中で契約解除する場合、所定の解約違約金を乙は甲へ請求できるものとし、年間契約料金の1か月分とする。 但し、下記物品が契約内に含まれていて、且ついずれかの交換が行われている場合、残契約料金の80％とし、交換未実施であれば年間契約料金の１か月分とする。 ・X線管球 ・FPDまたはI.I ・本体駆動用バッテリー
備考	・島津メディカルシステムズの休日：土・日曜、祝日、年末年始休業日およびメーカー指定休日

対象名称	No.6　超電導磁気共鳴診断装置 Ingenia 1.5T CX（フィリップスジャパン）
対象機器	超電導磁気共鳴診断装置 Ingenia 1.5T CX 契約対象装置構成 1.本体部 （1）超電導マグネットシステムズ(1.5T MAGNET)　69425000 （2）患者テーブル(IngeniaPATIENT SUPPORT) （3）オペレーターコンソール(OPERATOR CONSOLE) （4）コンピュータシステム(COMPUTER SYSTEM) （5）データ処理制御システム(DATA ACQUISITION SYSTEM) ・RFシステム(RF AMPLIFIER) ・画像再構成システム(RECONSTRUCTOR) （6）グラディエントシステム(GRADIENT SYSTEM) （7）装置冷却システム(COOLING SYSTEM) ・液体ヘリウム用冷却システム ・グラディエントコイル用冷却システム ・グラディエントキャビネット用冷却システム （8）主電源キャビネット(MAINS DISTORIBUTION CABINET) 2.その他付属機器 （1）患者監視システム （2）絶縁トランス （3）冷却水循環装置
契約期間	2026年4月1日～2028年3月31日
点検回数	2回/年（予定月5月11月）
契約内容	プロテクション 【契約内】 ・標準部品（消耗部品除く） ・修理用作業費（出張費含む） ・点検用作業費（出張費含む） ・多チャンネルセンスコイル　1式 ・dSコイル　1式 ・シングルコイル　1式 ・既存機能に対する技術変更 ・テクニカルフォンサポート ・テクニカルリモートサービス ・オンサイトアプリケーションサポート ・リモートデスクトップサポート ・マグネットメンテナンス (1)冷凍機メンテナンス費 (2)コンプレッサーメンテナンス費 (3)マグネット定期確認費 (4)マグネットリスクシェア ・チラーサポート (1)チラー修理作業費 (2)チラー修理部品費 （但し、チラー一式交換は含まないものとする。） 〈業務実施時間帯〉 ・修理対応時間 365日/24時間　（祝日及びフィリップスの休日を含む） ・点検対応時間 365日/8:00～24:00（但し、開始時刻は8:00～18:30までの間とする）（祝日及びフィリップスの休日を含む） ・オンサイトアプリケーションサポート 月曜日から金曜日/9:00～17:30　（祝日及びフィリップスの休日を除く） ・リモートデスクトップサポート 月曜日から金曜日/9:00～17:30　（祝日及びフィリップスの休日を除く）

対象名称	No.6　超電導磁気共鳴診断装置 Ingenia 1.5T CX（フィリップスジャパン）
契約内容	【契約外】 ・業務実施時間帯以外の業務 ・液体ヘリウム ・液体ヘリウム等の充填作業 ・クエンチの修復業務 【契約条件】 1.次の各号に該当する本装置の不具合については、受託者及びメーカーは本契約における保守の責任を負わないものとする (1)火災、風水害、地震等の天災地変その他の不可抗力に起因する不具合 (2)契約内容に記載のないサービスの提供又は本機器の部品の取替え マルウェアその他システム、コンピュータのハードウェア若しくはソフトウェア、データ、情報又は通信機器を利用不能にし、障害を引き起こし、有害な干渉をし、密かに傍受し若しくは奪取し、又はこれらへの不正アクセスを可能とするコンピュータプログラムのコード又はルーチンのために必要となった保守又は修理。 (3)設置場所又は本機器が血液その他潜在的な感染性物質、廃棄物質、感染性廃棄物、感染性物質、又は医療廃棄物等で汚染された場合の本機器に対するサービス (4)・受託者又はその代理人から提供された設計、仕様又は指示 ・メーカー又はメーカーの業務委託先以外の者がメーカーの書面による指示又は勧告を遵守しなかったこと ・メーカーが推奨したものでない第三者の製品と本機器との組合せ ・メーカー又はメーカーの業務委託先以外の者が本機器又はその部品に対して行った改造又は不適切な保管、取扱い、使用若しくは保守 ・原因/性質を問わず、外部要因によって引き起こされた損傷 ・本機器の撤去又は移動 ・部品を含む本機器についての委託者の不注意若しくは誤用又は委託者による事故 (5)メーカー及びメーカーの業務委託先以外の者が行う、材料、補給品、部品若しくは労力の提供 (6)本サービス又は本機器に関連する装備、設備、構造上の変更又は付属品の提供 (7)消耗品、付属品又は補助装置の提供。 (8)本機器の性能に関連しない外見の修復 (9)工場での修繕及び復元 (10)市場安全性是正措置（すなわち、安全性関連のアップデート）を除くアップデート又はアップグレードの提供。 (11)ソフトウェアのバックアップコピーの提供又はカスタマイズしたプログラムの作成。 (12)第三者の製品の保守及び修理。 (13)ストレージデバイスから消失した画像データの復元 (14)受託者が構築した IT 環境（サーバー、ストレージ、ネットワーク接続性、モダリティ接続性、アンチウイルス保護、データバックアップ及びクライアントデバイスを含む）の管理 (15)適用契約において具体的に除外されたサービス (16)液体ヘリウム充填サービスが契約に含まれていない場合、液体ヘリウムの喪失によって生じた費用又は損害及び一切の費用等について何ら責任を負わない。 液体ヘリウムの充填費用（出荷費用、人件費、関税及び税金を含む）を含む一切の費用は全額受託者に請求される。 2.受託者は、年に一度、インフレーションに合わせて契約金額を調整しうる。 受託者が別途合意する場合を除き、総務省が発表する消費者物価指数の数値を当該調整に使用する。 また、受託者は、契約金額に影響を及ぼす原価要素の変動を補填するために、委託者に対し 60 日前に契約金額の引き上げ理由を合理的に説明した書面による事前通知をもって、年に一度、契約金額を引き上げうる。 なお、契約金額は、適用契約の効力発生日における物価水準に基づき決められたことを委託者は理解したものとする。 本条に基づく契約金額の変更は、受託者及び委託者は書面による合意に基づいて行うものとする。 3.適用契約に別途定める場合を除き、いずれの当事者も運用契約を一方的に解約することはできない。 なお、委託者及び受託者両者協議の上、書面での合意により本契約を解約することができる。 この場合、委託者は受託者に対して解約の効果が生じる日の属する月までの契約金額を原則、月割り計算にて支払う。

対象名称	No.6　超電導磁気共鳴診断装置 Ingenia 1.5T CX（フィリップスジャパン）
契約内容	4.本ベストエフォートプランに関する特約と本仕様条件の内容が異なる場合には、本ベストエフォートプランに関する特約の内容が優先する。 *ベストエフォートプランに関する特約 1.本仕様書記載の対象機器は、製造元が既にサポートを終了した機器であり、フィリップスによる修理サービス業務の内容は、本契約の他の定めにかかわらず、修理に必要なフィリップス所定の交換部品等についてフィリップスが調達できる限り修理を行うことに限定されるものとする。 2.フィリップスが修理に必要なフィリップス所定の交換部品を調達できる場合に限り、適用されるものとする。 3.本契約に基づくサービス履行中に、修理に必要なフィリップス所定の交換部品等についてフィリップスが調達することができないことを理由としてサービスの履行ができない場合、両当事者協議のうえ、本契約内容を変更できるものとする。 この場合において、契約金額を変更する必要が生じたときは、両当事者協議により定めるものとする。 本契約の他の定めに関わらず、本契約に基づくサービス履行中に、修理に必要なフィリップス所定の交換部品等についてフィリップスが調達できないことを理由としてサービスの履行ができない場合、受託者はいつでも直ちに本契約を解除できるものとする。 当該解除の場合、受託者及び委託者は契約金額を日割り（1月を30日として計算する）で精算するものとする。
備考	・フィリップスの休日：年末年始休暇及びフィリップス特別休日を指す。

対象名称	No.7 造影剤注入装置（根本杏林堂）
対象機器	・契約対象装置構成 造影剤注入装置 ①DualShotGX天井懸垂装置 LD付（CT室1）　シリアルNo:DCD02143、LDD10137 ②デュアルショットGX7（CT室2）　シリアルNo:KCA40729 ③ソニックショット7（MRI室1）　シリアルNo:Ema10519 ④ソニックショット7（MRI室2）　シリアルNo.EMA00097 ⑤PRESS DUO elite（アンギオ室1）　シリアルNo:EAA00105G ⑥PRESS DUO GEO-150（アンギオ室2）　シリアルNo：DAA40081 ⑦acot-S（MRI室）　シリアルNo：DM0111
契約期間	2026年4月1日から2029年3月31日　※①⑦は2026年4月1日から2027年3月31日
点検回数	1回/年(予定月①1月、②9月、③④4月、⑤5月、⑥10月、⑦4月)
契約内容	【契約内容】（①） 簡易ケア ・年一回点検 実施時間帯：9:00～18:00 ※祝祭日、メーカー所定の休日除く ・定期交換部品無し、修理対応も原則不可 【契約内容】（②③④⑤⑥⑦） Nemoto Care（フルメンテナンス） ・定期法令点検（1回/年） ・ノンストップ修理サービス ・テクニカルサポート ・ソフトウェアサポート ・部品の保証　※一部対象外有り ・プレミアム特典（故障時に修理を行わない場合は買い替え特典を付与） 【契約外】 ・故障復旧業務に関する費用については有償とする 【契約外費用】 次のいずれかの事由に起因する場合は、受託者の保証対象外とする。 イ．取扱説明書に違反する、設置場所の顧客による不正な使用若しくは取り扱いによって生じた故障・損傷の修理 ロ．メーカー以外の者が行った改造等に起因する故障・損傷の修理 ハ．設置場所の委託者による装置の追加又は取り替え・移設に関する作業 ニ．本装置のオーバーホール ホ．天災地変その他で、委託者・メーカーの責めに帰することの出来ない原因により生じた故障・損傷の修理 ヘ．他社製品またはメーカー指定の消耗品（シリンジなど）以外のものを使用若しくは取り扱いによって生じた故障・損傷の修理 ト．取扱説明書に記載されている電源、設置環境など、本装置の使用条件を逸脱した周囲条件で生じた故障・損傷の修理 チ．本装置などの設置場所の清掃などの作業で、水や床ワックス、薬品などが装置などに侵入し、故障・損傷した場合の修理 リ．本装置と型式が異なる製品の部品又は付属品を使用・併用した場合の故障・損傷の修理 ヌ．その他、受託者の責任とみなされない場合 【免責事項】 ・天災地変その他不可抗力により下記の事態になった場合は、それぞれ免責事項として、受託者はその責めを負わないものとする。 ・本装置が損傷を受け、そのために、受託者が本契約に基づく装置の保守点検を実施できない場合、受託者は保守点検の責任を負わないものとする。
備考	・⑦は2027年4月1日以降、簡易ケアのみ可能となります

対象名称	No.8 パルスオキシメータ 7500FO(スタープロダクト)
対象機器	・契約対象装置構成 　　パルスオキシメータ(第1・第2MRI室)　　2式
契約期間	2026年4月1日～2029年3月31日
点検回数	1回/年(予定月4月)
契約内容	【契約内】 　スポット点検 　代替機貸出 　＜点検内容＞ 　・分解点検 　・指定消耗部品の交換 　・電気的検査 　・動作テスト及び測定精度確認 【契約外】 　・修理時の部品交換及びオンコール対応時の作業費用
備考	・本サービス実施時はスタープロダクト(株)本社修理室にて作業を行います。 ・本サービスに外部監視、センサー、消耗品類、アクセサリ類、オプション機器類は含まれておりません。 ・消耗品類の貸し出しサービスは行っておりません。

対象名称	No.9 心電同期モニタ　Model7800T(CT)(IVY)
対象機器	・契約対象装置構成 　心電同期モニタ　Model7800T
契約期間	2026年4月1日から2027年3月31日まで
点検回数	1回/年(予定月9月)
契約内容	【契約内】 スポット点検 代替機貸出 ＜点検内容＞ ・基本性能および安全性の点検 【契約外】 ・修理時の部品交換及びオンコール対応時の作業費用
備考	・キヤノンメディカルシステムズ社の技術作業費等含む。 ・点検はセンドバック方式となります

対象名称	No.10　放射線治療システム TrueBeam Edge（バリアンメディカルシステムズ）　　設置場所　新棟 放射線治療室
対象機器	契約対象装置構成　　製造番号 ・放射線治療システム　TrueBeam Edge　1式　第6179号 （iCBCT,Triggered Imaging,HyperArc含む） ・放射線治療インフォメーションシステ♩ARIA OIS　1式　第1452号 ・放射線治療計画システム　Eclipse　3式　第7202号、第GK74号、第GK86号 ・CT用呼吸同期システム　RGSC　1式　第A0EB号
契約期間	2026年4月1日～2029年3月31日
点検回数	4回/年（予定月4月7月10月1月）　※ARIA及びEclipseは年2回実施、RGSCは点検対象外
契約内容	【契約内】 フルメンテナンス ・定期点検（ARIA及びEclipseは年2回実施、RGSCは点検対象外） ・オンコール修理 ・保守部品 ・リモートメンテナンス ・ソフトウェアアップデート ・ARIA OISマスタデータ変更（最大年4回、1回あたり20項目を上限） ・ARIA OISレポートの修正 ※メーカーの責めに帰し得ない事由に基づき発生した、メーカーが作成支援を実施した初期レポートの保証期間（初期レポート作成後1年間）を過ぎたレポートの修正は別途有償とする。 【契約外】 ・他社製品 ・ハードウェア等の拡張作業および部品代 ・RAMTEC Smart型 高精度線量計に係る修理費（作業費・派遣費・部品費等） ・治療室の自動ドアと附属する表示灯等 ・治療室周辺に設置される監視カメラと附属するモニタなど ・BGM等オーディオ機器 ・バリアン標準品以外のコーチングデバイス関連機器 ・バリアン標準品以外のレーザーポインター機器 ・チラーおよびその関連機器 ・内訳に記載されていない機器などの一切 ・外部記憶媒体およびプリンタ用紙等の消耗品（ただし、モニタ、バッテリー、テープ、精製水は交換対象に含む） ・バージョンアップに伴う他社装置との接続作業費用、他社装置側に発生する仕様変更・更新等 ・新たにソフトウェアライセンス購入が必要となる新機能のアプリケーション追加 ・ウイルス等の感染、ハッキングによるデータの流出 ・ソフトウェア及びハードウェアのアップグレード 【契約条件】 次の項目については、本契約金額には含まないものとする。 (1)天災地変等両者の責に帰することが出来ない原因により生じた修復作業 (2)委託者の機器取扱いの誤りに起因する修復作業 (3)対象機器の使用目的に該当しない委託者の使用に起因する修復作業 (4)メーカーまたはメーカーの指定する者以外による作業に起因する修復作業 (5)取扱い説明および点検項目以外の線量測定等の作業 (6)対象機器の移設又はオーバーホール費用 (7)ハードウェア等の拡張作業および部品代 (8)下記要件の全てを満たさないシステムおよびソフトウェアのバージョンアップ費用 (ⅰ)履行期間内に対象機器の②-1、②-2および③-1のソフトウェアの新しいバージョンがリリースされる場合 (ⅱ)前項のバージョンアップ対象機器並びに対象機器に記載されているリニアックを含むすべての対象機器のハードウェアおよび当該ハードウェアを制御するためのソフトウェアが、新しいバージョンのインストールに必要な仕様を満たしている場合。または、メーカーが指定する仕様を満たす状態に更新するために、委託者が別途費用を負担することに同意する場合。 (ⅲ)本契約の対象機器に含まないVARIAN社製ソフトウェア製品を委託者が既に所有している場合で、新しいバージョンのインストールに伴い、既存機器とのバージョンの不一致が発生しない場合。 (ⅳ)バージョンアップに伴う他社製品との接続作業費用、他社製品側に発生する仕様変更・更新等の追加費用を委託者が別途負担することに同意する場合。 (ⅴ)委託者がバージョンアップを受けることを希望する場合。 (ⅵ)実施時期は協議の上、履行期間内に実施するものとする。

対象名称	No.10　放射線治療システム TrueBeam Edge（バリアンメディカルシステムズ）　　設置場所　新棟 放射線治療室
契約内容	（vii)ソフトウェアのバージョンアップは、実施時期に日本国内においてリリースされている最新バージョンを 原則とするが、協議の上確認したバージョンをインストールするものとする。 但し、新たにソフトウェアライセンスの購入が必要となる新機能のアプリケーション追加は対象外とする。 (9)別に定める装置固有の消耗部品 米国VARIAN社より、対象機器のグローバルサポートを終了する旨の通知が発行される場合 (または本契約締結日もしくは更新日までに発行されている場合)、委託者は、以下の事項を理解し、 これに同意する。 (1)当該グローバルサポート終了後の受託者による委託業務（電話サポートを含むがこれに限られない）については、 本契約の関連条項の定めにかかわらず、受託者において現に対応可能な範囲で実施され、当該委託業務の一部は 継続対応が終了となる場合があること。 (2)当該グローバルサポート終了後にリリース(発売開始)される放射線治療インフォメーションシステムおよび /または放射線治療計画システムとの適合性や互換性が保証されないこと。 なお、米国VARIAN社より当該サポートの完全終了の指示が別途行われる場合には、受託者は委託者と 協議し当該終了の対応を行うことができる。 前項の規定に加えて、委託者は、内訳に掲げる医療用リニアック装置 （マルチリーフコリメータおよびポータルビジョンを含む）については、 メーカーがリミテッドサポートを通知した場合、以下が適用されることを理解し、同意する。 「リミテッドサポート」：受託者が商業的に合理的な努力の範囲において、機器の性能を維持するために 必要なサービスのみに限定して提供するサポートを意味する。リミテッドサポートでは、アップグレード、 システムの拡張または、ソフトウェアもしくはハードウェア機能の改良等は実施されない。 なお、上記適用開始日以降にリリース(発売開始)される放射線治療インフォメーションシステムおよび/または 放射線治療計画システムとの適合性や互換性は保証されない。 なお、対象とされる医療用リニアック装置に関連する各種アップデート （関連するソフトウェア製品のアップデートを含む）には適用されない。 製品アップデートについて １．受託者は、対象機器のうちソフトウェア製品について、安全に関わる必要措置（Mandatory Safety Release)を 講じる必要がある場合、または潜在的なパフォーマンス向上を実現するアップデートがリリースされた場合、 当該製品についてのアップデート、ソフトウェアの修正等を委託者に対し実施する。 ２．委託者は、受託者が上記に基づく必要措置を実施しようとする場合には、受託者に協力し当該アップデート、 ソフトウェアの修正等を受け入れるものとする。 ３．委託者は、現行のソフトウェア・リリースとの互換性を確認するための受託者との事前協議および その承認なしに、コンピュータ・ハードウェアまたはオペレーティングシステムのいかなる変更または アップグレードを行わないこと。 契約金額の改定 1.日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、本契約金額が著しく不適当となったときは、 契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の履行期間中であっても、 受託者は、委託者受託者協議の上、12カ月に1回、本契約金額を引き上げることができるものとする。 ただし、受託者は履行期間の開始後12カ月間は引き上げを行わないものとする。 2.前項の金額引き上げは、前項の委託者受託者協議後、 委託者が書面による通知を受けてから1カ月を経過した日から効力が生じるものとする。
備考	・作業時間：月曜日から金曜日 8時00分～18時00分 （土曜日、日曜日、国民の祝日および休日、年末及び年始、メーカーの定めた休業日を除く） ・テクニカルヘルプデスクにおける修理依頼の受付：日曜日から土曜日 0時00分～24時00分 ・上記の契約期間に関わらず本対象装置は、2030年3月31日まで同内容同条件で継続するものとします。

対象名称	No.11 放射線治療用QA装置・線量計（東洋メディック）
対象機器	・契約対象装置構成 ①（Sun Nuclear社製）1299-2M型　SunCHECK　Platform M+ ソフトウェア ②（Sun Nuclear社製）1220型　ArcCHECK 多列型検出器 ③（Sun Nuclear社製）SNC SERVER120T＋α ④（東洋メディック社製）RAMTEC Duo 高精度線量計
契約期間	2026年4月1日～2029年3月31日
点検回数	1回/年（予定月①～③1月、④2月）
契約内容	【保守内容】 1 Sun Nuclear社製 1299-2M型 SunCHECK Platform M+ ソフトウェア ・定期点検 1回/年 ・契約期間内のソフトウェア無償アップグレード及び バグ等のソフトウェア不具合対応 ・SunCHECK Platform M+ ソフトウェアをインストールしたサーバーに関する修理は保守対象外 ・オンコールサポートサービス（土日祝日年末年始を除く平日9時～17時30分） 2 Sun Nuclear社製 1220型 ArcCHECK ・定期点検 1回/年 ・ArcCHECK本体の修理作業 ・ArcCHECKのアプリケーションをインストールしたPCに関する修理 （但し、PCメーカーの保証内容に準じます。） ・修理時の代替機貸し出し ・契約期間内のソフトウェア無償アップグレード及びバグ等のソフトウェア不具合対応 ・オンコールサポートサービス（土日祝日年末年始を除く平日9時～17時30分） 3 Sun Nuclear社製 SNC SERVER 120T+α ・定期点検 1回/年 ・SNC SERVER 120T本体の修理作業 （但し、PCメーカーの保証内容に準じます。） ・サーバー本体更新（アプリケーションインストール、データ移行含む） 1回/5年 ・サーバーにインストールされたSunCHECK Platform M+ ソフトウェアの 無償アップグレード及びバグ等のソフトウェア不具合対応は保守対象外 ・オンコールサポートサービス（土日祝日年末年始を除く平日9時～17時30分） 4 東洋メディック社製 RAMTEC Duo高精度線量計 ・定期点検 1回/年 ・検出器Co校正(分離) 1回／年 ・電位計校正(分離) 1回／3年 ・検出器の校正時の本数は指頭形2本、平行平板形は1本を上限とします ・RAMTEC Duo本体の修理作業 ・検出器の修理は1本／年を上限とする(2本目以降の修理は有償) ・校正及び修理時の代替機貸し出し ・契約期間内のソフトウェア無償アップグレード及びバグ等のソフトウェア不具合対応 ・オンコールサポートサービス（土日祝日年末年始を除く平日9時～17時30分）

対象名称	No.11 放射線治療用QA装置・線量計（東洋メディック）
契約内容	【契約条件】 次の事項に該当する場合は、本件業務の対象外とする。 ① 契約対象に含まれない機器の保守および修理費用 ② 委託者又は顧客による装置の機器取扱説明書に基づかない使用、または取扱によって生じた損傷の修理費用 ③ 委託者又は顧客の誤操作または取り扱いの不注意によって生じた損傷の修理費用 ④ 受託者の指定以外の保守、修理部品、消耗品及び付属機器の使用によって生じた損傷の修理費用 ⑤ 保守内容及びその他に記載の保守整備に必要とする取替部品等のうち、受託者の負担とするもの以外のものの費用 ⑥ 機器の増設、移転、取替、改造又は撤去等に要する費用 ⑦ 法令等の改正により法令に適合させるための費用 ⑧ 本件作業に必要とする光熱水費 ⑨ 地震、風水害等の天災及び火災に起因する障害により生じた費用 ⑩ 製造元から部品供給が終了した機器の修理費用 ⑪ 委託者の追加業務、ソフトウェア更新がある場合、そのために必要となる装置に要する費用 ⑫ 受託者の責めによらない理由によって発生した故障、破損等の復旧に要する費用 ⑬ その他、本契約に対象外と定められた費用
備考	・上記の契約期間に関わらず本対象装置は、2030年3月31日まで同内容同条件で継続するものとします。 ・作業時間：平日(月曜日～金曜日)9：00～17：30 （土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月4日)を除く） ・保守サービス電話受付：平日(月曜日～金曜日)9：00～17：30 （土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月4日)を除く） ※15：00以降のお問合せについては、翌営業日訪問対応

対象名称	No.12 患者位置決め装置(ブレインラボ)
対象機器	・契約対象装置構成 患者位置決め装置　ExacTrac Dynamic　1式
契約期間	2026年4月1日～2029年3月31日
点検回数	1回/年（予定月3月）
契約内容	【契約内】 オンコール対応（使用者からの対象システムのついてのコール一次受付窓口業務） 定期点検（対象システムの定期点検業務）及び定期点検に伴う技術料、技術者の交通費及び宿泊費 故障修理（対象システムの故障修理業務）及び修理に伴う技術料、技術者の交通費及び宿泊費 【契約外】 ・契約作業時間以外の業務 ・定期点検時部品含む全ての保守部品 ・バッテリー等の定期交換部品・消耗品 【業務時間】 月曜日より金曜日、午前9時より午後6時まで。 ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日、12月（29日、30日、31日）、1月（1日、2日、3日、4日）は除く。 【契約条件】 故障の原因が下記の各号に該当する場合、本契約に基づく保守の対象外とする。 （1） 乙又は乙の委嘱した者以外の者によって改造、修理、オーバーホール、設置場所の変更などが実施された場合 （2） 温度、湿度又は電源電圧等、設計又は仕様に定められた範囲を逸脱した過酷な環境下における使用又は保管が行なわれた場合 （3） 取扱説明書に定められた手順によらない操作が行なわれた場合 （4） 所定の教育を受けた者以外が使用した場合 （5） 天変地異その他、不可抗力による場合
備考	・保守契約中はリモートメンテナンス利用可能となります ・契約期間中にメーカーより金額変更の通知があった場合は別途協議とします

対象名称	No.13　超電導磁気共鳴診断装置 Ingenia 3.0T（フィリップスジャパン）　設置場所　第二MRI室
対象機器	契約対象装置構成　装置番号 1.本体部　63005848 （1）超電導マグネットシステムズ(1.5T MAGNET) （2）患者テーブル(Ingenia PATIENT SUPPORT) （3）オペレーターコンソール(OPERATOR CONSOLE) （4）コンピュータシステム(COMPUTER SYSTEM) （5）データ処理制御システム(DATA ACQUISITION SYSTEM) ・RFシステム(RF AMPLIFIER) ・画像再構成システム(RECONSTRUCTOR) （6）グラディエントシステム(GRADIENT SYSTEM) （7）装置冷却システム(COOLING SYSTEM) ・液体ヘリウム用冷却システム ・グラディエントコイル用冷却システム ・グラディエントキャビネット用冷却システム （8）主電源キャビネット(MAINS DISTORIBUTION CABINET) 2.その他付属機器 （1）患者監視システム （2）絶縁トランス （3）冷却水循環装置 （4）フィリップスが指定する消耗品およびアクセサリー
契約期間	2026年4月1日～2028年3月31日
点検回数	2回/年（予定月4月10月）
契約内容	プロテクション 【契約内】 ・標準部品（消耗部品除く） ・修理用作業費（出張費含む） ・点検用作業費（出張費含む） ・多チャンネルセンスコイル　1式 ・dSコイル　1式 ・シングルコイル　1式 ・既存機能に対する技術変更 ・テクニカルフォンサポート ・テクニカルリモートサービス ・オンサイトアプリケーションサポート ・リモートデスクトップサポート ・マグネットメンテナンス (1)冷凍機メンテナンス費 (2)コンプレッサーメンテナンス費 (3)マグネット定期確認費 (4)マグネットリスクシェア ・チラーサポート (1)チラー修理作業費 (2)チラー修理部品費 （但し、チラー一式交換は含まないものとする。） 〈業務実施時間帯〉 ・修理対応時間 365日/24時間　（祝日及びフィリップスの休日を含む） ・点検対応時間 365日/8:00～24:00（但し、開始時刻は8:00～18:30までの間とする）（祝日及びフィリップスの休日を含む） ・オンサイトアプリケーションサポート 月曜日から金曜日/9:00～17:30　（祝日及びフィリップスの休日を除く） ・リモートデスクトップサポート 月曜日から金曜日/9:00～17:30　（祝日及びフィリップスの休日を除く）

対象名称	No.13　超電導磁気共鳴診断装置 Ingenia 3.0T（フィリップスジャパン）　設置場所　第二MRI室
契約内容	【契約外】 ・業務実施時間帯以外の業務 ・液体ヘリウム ・液体ヘリウム等の充填作業 ・クエンチの修復業務 【契約条件】 1.次の各号に該当する本装置の不具合については、受託者及びメーカーは本契約における保守の責任を負わないものとする (1)火災、風水害、地震等の天災地変その他の不可抗力に起因する不具合 (2)契約内容に記載のないサービスの提供又は本機器の部品の取替え マルウェアその他システム、コンピュータのハードウェア若しくはソフトウェア、データ、情報又は通信機器を利用不能にし、障害を引き起こし、有害な干渉をし、密かに傍受し若しくは奪取し、又はこれらへの不正アクセスを可能とするコンピュータプログラムのコード又はルーチンのために必要となった保守又は修理。 (3)設置場所又は本機器が血液その他潜在的な感染性物質、廃棄物質、感染性廃棄物、感染性物質、又は医療廃棄物等で汚染された場合の本機器に対するサービス (4)・受託者又はその代理人から提供された設計、仕様又は指示 ・メーカー又はメーカーの業務委託先以外の者がメーカーの書面による指示又は勧告を遵守しなかったこと ・メーカーが推奨したものでない第三者の製品と本機器との組合せ ・メーカー又はメーカーの業務委託先以外の者が本機器又はその部品に対して行った改造又は不適切な保管、取扱い、使用若しくは保守 ・原因/性質を問わず、外部要因によって引き起こされた損傷 ・本機器の撤去又は移動 ・部品を含む本機器についての委託者の不注意若しくは誤用又は委託者による事故 (5)メーカー及びメーカーの業務委託先以外の者が行う、材料、補給品、部品若しくは労力の提供 (6)本サービス又は本機器に関連する装備、設備、構造上の変更又は付属品の提供 (7)消耗品、付属品又は補助装置の提供。 (8)本機器の性能に関連しない外見の修復 (9)工場での修繕及び復元 (10)市場安全性是正措置（すなわち、安全性関連のアップデート）を除くアップデート又はアップグレードの提供。 (11)ソフトウェアのバックアップコピーの提供又はカスタマイズしたプログラムの作成。 (12)第三者の製品の保守及び修理。 (13)ストレージデバイスから消失した画像データの復元 (14)受託者が構築した IT 環境（サーバー、ストレージ、ネットワーク接続性、モダリティ接続性、アンチウイルス保護、データバックアップ及びクライアントデバイスを含む）の管理 (15)適用契約において具体的に除外されたサービス (16)液体ヘリウム充填サービスが契約に含まれていない場合、液体ヘリウムの喪失によって生じた費用又は損害及び一切の費用等について何ら責任を負わない。 液体ヘリウムの充填費用（出荷費用、人件費、関税及び税金を含む）を含む一切の費用は全額受託者に請求される。 2.受託者は、年に一度、インフレーションに合わせて契約金額を調整しうる。 受託者が別途合意する場合を除き、総務省が発表する消費者物価指数の数値を当該調整に使用する。 また、受託者は、契約金額に影響を及ぼす原価要素の変動を補填するために、委託者に対し 60 日前に契約金額の引き上げ理由を合理的に説明した書面による事前通知をもって、年に一度、契約金額を引き上げうる。 なお、契約金額は、適用契約の効力発生日における物価水準に基づき決められたことを委託者は理解したものとする。 本条に基づく契約金額の変更は、受託者及び委託者は書面による合意に基づいて行うものとする。 3.適用契約に別途定める場合を除き、いずれの当事者も運用契約を一方的に解約することはできない。 なお、委託者及び受託者両者協議の上、書面での合意により本契約を解約することができる。 この場合、委託者は受託者に対して解約の効果が生じる日の属する月までの契約金額を原則、月割り計算にて支払う。 4.本ベストエフォートプランに関する特約と本仕様条件の内容が異なる場合には、本ベストエフォートプランに関する特約の内容が優先する。 *ベストエフォートプランに関する特約

対象名称	No.13　超電導磁気共鳴診断装置 Ingenia 3.0T（フィリップスジャパン）　設置場所　第二MRI室
契約内容	1.本仕様書記載の対象機器は、製造元が既にサポートを終了した機器であり、フィリップスによる修理サービス業務の内容は、本契約の他の定めにかかわらず、修理に必要なフィリップス所定の交換部品等についてフィリップスが調達できる限り修理を行うことに限定されるものとする。 2.フィリップスが修理に必要なフィリップス所定の交換部品を調達できる場合に限り、適用されるものとする。 3.本契約に基づくサービス履行中に、修理に必要なフィリップス所定の交換部品等についてフィリップスが調達することができないことを理由としてサービスの履行ができない場合、両当事者協議のうえ、本契約内容を変更できるものとする。 この場合において、契約金額を変更する必要が生じたときは、両当事者協議により定めるものとする。 本契約の他の定めに関わらず、本契約に基づくサービス履行中に、修理に必要なフィリップス所定の交換部品等についてフィリップスが調達できないことを理由としてサービスの履行ができない場合、受託者はいつでも直ちに本契約を解除できるものとする。 当該解除の場合、受託者及び委託者は契約金額を日割り（1月を30日として計算する）で精算するものとする。
備考	・フィリップスの休日：年末年始休暇及びフィリップス特別休日を指す。

対象名称	No.14 吸引式組織生検用針向け装置　マンモトームリボルブシステム（デヴィコア・ジャパン）
対象機器	・契約対象装置構成 　　吸引式組織生検用針向け装置　マンモトームリボルブシステム　MSCM1
契約期間	2026年4月1日から2027年3月31日まで
点検回数	1回/年(予定月6月)
契約内容	【契約内】 　総合点検作業 　代替機貸出 　電気的試験、交換部品費含む 【契約外】 　・修理時の部品交換及びオンコール対応時の作業費用
備考	・点検はセンドバック方式となります

対象名称	No.15 X線TV装置 CUREVISTA Open（富士フイルムメディカル）　設置場所 X線撮影室6、7
対象機器	契約対象装置構成　製造番号 ①X線TV装置 CUREVISTA Open　GE00433223　X線撮影室7 ②X線TV装置 CUREVISTA Open　GE00050924　X線撮影室6
契約期間	①2026年4月1日～2027年3月31日、②2028年4月1日～2029年3月31日
点検回数	1回/年(予定月12月)
契約内容	【保守内容】 スポット点検（交換部品無し） メーカー定期点検表に基づき点検作業を実施 【契約外】 ・修理時の部品交換及びオンコール対応時の作業費用 ・部品交換が必要な場合は有償
備考	

対象名称	No.16　心臓血管造影X線診断装置 Azurion 7 M12（フィリップスジャパン）　設置場所　血管連続撮影室2
対象機器	心臓血管造影X線診断装置 Azurion 7 M12 契約対象装置構成　　装置番号　　製造番号 血管撮影装置　　82787485　　715 （1）X線管及びフラットパネルディテクター支持装置 （2）医用X線高電圧装置（X線発生器） （3）検査寝台 （4）X線管 （5）画像関係フラットパネルディテクター （6）TVモニターシステム （7）装置制御キャビネット （8）管球冷却装置（クーリングユニット）
契約期間	2026年4月1日～2029年3月31日
点検回数	2回/年（予定月9月3月）
契約内容	プロテクション 【契約内】 ・標準部品（消耗部品除く） ・修理用作業費（出張費含む） ・点検用作業費（出張費含む） ・既存機能に対する技術変更 ・フォーンサポート ・テクニカルリモートサービス ・オンサイトアプリケーションサポート ・リモートデスクトップサポート ・アプリケーションコンサルティング ・フラットパネルディテクター ・X線管球 ・Flex Vision（56inch LCD display） ・Interventional HW（DELL/Radisys） ・パーツ配送時間　優先 〈業務実施時間帯〉 ・修理対応時間 365日/24時間　（祝日及びフィリップスの休日を含む） ・点検対応時間 365日/8:00～24:00　（但し、開始時刻は8:00～18:30までの間とする）（祝日及びフィリップスの休日を含む） ・オンサイトアプリケーションサポート 月曜日から金曜日/9:00～17:30　（祝日及びフィリップスの休日を含む） ・リモートデスクトップサポート 月曜日から金曜日/9:00～17:30　（祝日及びフィリップスの休日を含む） 【契約外】 ・業務実施時間帯以外の業務 【契約条件】 1.次の各号に該当する本装置の不具合については、受託者及びメーカーは本契約における保守の責任を負わないものとする (1)火災、風水害、地震等の天災地変その他の不可抗力に起因する不具合 (2)契約内容に記載のないサービスの提供又は本機器の部品の取替え マルウェアその他システム、コンピュータのハードウェア若しくはソフトウェア、データ、情報又は通信機器を利用不能にし、障害を引き起こし、有害な干渉をし、密かに傍受し若しくは奪取し、又はこれらへの不正アクセスを可能とするコンピュータプログラムのコード又はルーチンのために必要となった保守又は修理。

対象名称	No.16　心臓血管造影X線診断装置 Azurion 7 M12（フィリップスジャパン）　設置場所　血管連続撮影室2
契約内容	(3)設置場所又は本機器が血液その他潜在的な感染性物質、廃棄物質、感染性廃棄物、感染性物質、 又は医療廃棄物等で汚染された場合の本機器に対するサービス (4)・受託者又はその代理人から提供された設計、仕様又は指示 ・メーカー又はメーカーの業務委託先以外の者がメーカーの書面による指示又は勧告を遵守しなかったこと ・メーカーが推奨したものでない第三者の製品と本機器との組合せ ・メーカー又はメーカーの業務委託先以外の者が本機器又はその部品に対して行った改造又は 不適切な保管、取扱い、使用若しくは保守 ・原因／性質を問わず、外部要因によって引き起こされた損傷 ・本機器の撤去又は移動 ・部品を含む本機器についての委託者の不注意若しくは誤用又は委託者による事故 (5)メーカー及びメーカーの業務委託先以外の者が行う、材料、補給品、部品若しくは労力の提供 (6)本サービス又は本機器に関連する装備、設備、構造上の変更又は付属品の提供 (7)消耗品、付属品又は補助装置の提供。 (8)本機器の性能に関連しない外見の修復 (9)工場での修繕及び復元 (10)市場安全性是正措置（すなわち、安全性関連のアップデート）を除くアップデート又はアップグレードの提供。 (11)ソフトウェアのバックアップコピーの提供又はカスタマイズしたプログラムの作成。 (12)第三者の製品の保守及び修理。 (13)ストレージデバイスから消失した画像データの復元 (14)受託者が構築した IT 環境（サーバー、ストレージ、ネットワーク接続性、モダリティ接続性、 アンチウイルス保護、データバックアップ及びクライアントデバイスを含む）の管理 (15)適用契約において具体的に除外されたサービス 2.受託者は、年に一度、インフレーションに合わせて契約金額を調整しうる。 受託者が別途合意する場合を除き、総務省が発表する消費者物価指数の数値を当該調整に使用する。 また、受託者は、契約金額に影響を及ぼす原価要素の変動を補填するために、委託者に対し 60 日前に 契約金額の引き上げ理由を合理的に説明した書面による事前通知をもって、年に一度、契約金額を引き上げうる。 なお、契約金額は、適用契約の効力発生日における物価水準に基づき決められたことを委託者は理解したものとする。 本条に基づく契約金額の変更は、受託者及び委託者は書面による合意に基づいて行うものとする。 3.適用契約に別途定める場合を除き、いずれの当事者も運用契約を一方的に解約することはできない。 なお、委託者及び受託者両者協議の上、書面での合意により本契約を解約することができる。 この場合、委託者は受託者に対して解約の効果が生じる日の属する月までの契約金額を原則、月割り計算にて支払う。 4.本ベストエフォートプランに関する特約と本仕様条件の内容が異なる場合には、本ベストエフォートプランに 関する特約の内容が優先する。 *ベストエフォートプランに関する特約 1.本仕様書記載の対象機器は、製造元が既にサポートを終了した機器であり、フィリップスによる修理サービス業務 の内容は、本契約の他の定めにかかわらず、修理に必要なフィリップス所定の交換部品等についてフィリップスが 調達できる限り修理を行うことに限定されるものとする。 2.フィリップスが修理に必要なフィリップス所定の交換部品を調達できる場合に限り、適用されるものとする。 3.本契約に基づくサービス履行中に、修理に必要なフィリップス所定の交換部品等について フィリップスが調達することができないことを理由としてサービスの履行ができない場合、 両当事者協議のうえ、本契約内容を変更できるものとする。 この場合において、契約金額を変更する必要が生じたときは、両当事者協議により定めるものとする。 本契約の他の定めに関わらず、本契約に基づくサービス履行中に、修理に必要なフィリップス所定の交換部品等 についてフィリップスが調達できないことを理由としてサービスの履行ができない場合、 受託者はいつでも直ちに本契約を解除できるものとする。 当該解除の場合、受託者及び委託者は契約金額を日割り（1月を30日として計算する）で精算するものとする。
備考	・フィリップスの休日：年末年始休暇及びフィリップス特別休日を指す。 ・上記の契約期間に関わらず本対象装置は、2031年3月31日まで同内容同条件で継続するものとする。

対象名称	No.16　Core MobileImaging System（フィリップスジャパン）　設置場所　血管連続撮影室2
対象機器	Core MobileImaging System 契約対象装置構成　装置番号　製造番号 Core MobileImaging System 100V　83183978　287
契約期間	2026年4月1日～2028年3月31日
点検回数	1回/年（予定月3月）
契約内容	プライマリー 【契約内】 ・標準部品（消耗部品除く） ・修理用作業費（出張費含む） ・点検用作業費（出張費含む） ・既存機能に対する技術変更 ・フォーンサポート ・オンサイトレスポンスタイム（3営業日以内） ・テクニカルリモートサービス ・パーツ配送時間　優先 〈業務実施時間帯〉 ・修理対応時間 月－金（祝祭日及びフィリップスの休日を除く）9:00－17:30 ・点検対応時間 月－金（祝祭日及びフィリップスの休日を除く）9:00－17:30 【契約外】 ・業務実施時間帯以外の業務 ・フラットパネルディテクター ・X線管球 【契約条件】 1.次の各号に該当する本装置の不具合については、受託者及びメーカーは本契約における保守の責任を負わないものとする (1)火災、風水害、地震等の天災地変その他の不可抗力に起因する不具合 (2)契約内容に記載のないサービスの提供又は本機器の部品の取替え マルウェアその他システム、コンピュータのハードウェア若しくはソフトウェア、データ、情報又は通信機器を利用不能にし、障害を引き起こし、有害な干渉をし、密かに傍受し若しくは奪取し、又はこれらへの不正アクセスを可能とするコンピュータプログラムのコード又はルーチンのために必要となった保守又は修理。 (3)設置場所又は本機器が血液その他潜在的な感染性物質、廃棄物質、感染性廃棄物、感染性物質、又は医療廃棄物等で汚染された場合の本機器に対するサービス (4)・受託者又はその代理人から提供された設計、仕様又は指示 ・メーカー又はメーカーの業務委託先以外の者がメーカーの書面による指示又は勧告を遵守しなかったこと ・メーカーが推奨したものでない第三者の製品と本機器との組合せ ・メーカー又はメーカーの業務委託先以外の者が本機器又はその部品に対して行った改造又は不適切な保管、取扱い、使用若しくは保守 ・原因／性質を問わず、外部要因によって引き起こされた損傷 ・本機器の撤去又は移動 ・部品を含む本機器についての委託者の不注意若しくは誤用又は委託者による事故 (5)メーカー及びメーカーの業務委託先以外の者が行う、材料、補給品、部品若しくは労力の提供 (6)本サービス又は本機器に関連する装備、設備、構造上の変更又は付属品の提供 (7)消耗品、付属品又は補助装置の提供。 (8)本機器の性能に関連しない外見の修復 (9)工場での修繕及び復元 (10)市場安全性是正措置（すなわち、安全性関連のアップデート）を除くアップデート又はアップグレードの提供。 (11)ソフトウェアのバックアップコピーの提供又はカスタマイズしたプログラムの作成。 (12)第三者の製品の保守及び修理。

対象名称	No.16　Core MobileImaging System（フィリップスジャパン）　　設置場所　血管連続撮影室2
契約内容	(13)ストレージデバイスから消失した画像データの復元 (14)受託者が構築した IT 環境（サーバー、ストレージ、ネットワーク接続性、モダリティ接続性、 アンチウイルス保護、データバックアップ及びクライアントデバイスを含む）の管理 (15)適用契約において具体的に除外されたサービス 2.受託者は、年に一度、インフレーションに合わせて契約金額を調整しうる。 受託者が別途合意する場合を除き、総務省が発表する消費者物価指数の数値を当該調整に使用する。 また、受託者は、契約金額に影響を及ぼす原価要素の変動を補填するために、委託者に対し 60 日前に 契約金額の引き上げ理由を合理的に説明した書面による事前通知をもって、年に一度、契約金額を引き上げうる。 なお、契約金額は、適用契約の効力発生日における物価水準に基づき決められたことを委託者は理解したものとする。 本条に基づく契約金額の変更は、受託者及び委託者は書面による合意に基づいて行うものとする。 3.適用契約に別途定める場合を除き、いずれの当事者も運用契約を一方的に解約することはできない。 なお、委託者及び受託者両者協議の上、書面での合意により本契約を解約することができる。 この場合、委託者は受託者に対して解約の効果が生じる日の属する月までの契約金額を原則、月割り計算にて支払う。 4.本ベストエフォートプランに関する特約と本仕様条件の内容が異なる場合には、本ベストエフォートプランに 関する特約の内容が優先する。 *ベストエフォートプランに関する特約 1.本仕様書記載の対象機器は、製造元が既にサポートを終了した機器であり、フィリップスによる修理サービス業務 の内容は、本契約の他の定めにかかわらず、修理に必要なフィリップス所定の交換部品等についてフィリップスが 調達できる限り修理を行うことに限定されるものとする。 2.フィリップスが修理に必要なフィリップス所定の交換部品を調達できる場合に限り、適用されるものとする。 3.本契約に基づくサービス履行中に、修理に必要なフィリップス所定の交換部品等について フィリップスが調達することができないことを理由としてサービスの履行ができない場合、 両当事者協議のうえ、本契約内容を変更できるものとする。 この場合において、契約金額を変更する必要が生じたときは、両当事者協議により定めるものとする。 本契約の他の定めに関わらず、本契約に基づくサービス履行中に、修理に必要なフィリップス所定の交換部品等 についてフィリップスが調達できないことを理由としてサービスの履行ができない場合、 受託者はいつでも直ちに本契約を解除できるものとする。 当該解除の場合、受託者及び委託者は契約金額を日割り（1月を30日として計算する）で精算するものとする。
備考	・フィリップスの休日：年末年始休暇及びフィリップス特別休日を指す。 ・2028年3月31日をもってEOLとなるため以降は1年毎の契約となります。

対象名称	No.16　SyncVision（フィリップスジャパン）　　設置場所　血管連続撮影室2
対象機器	SyncVision 契約対象装置構成　　装置番号 SyncVision　722　　81157079
契約期間	2026年4月1日～2028年3月31日
点検回数	1回/年（予定月3月）
契約内容	プライマリー 【契約内】 ・標準部品（消耗部品除く） ・修理用作業費（出張費含む） ・点検用作業費（出張費含む） ・既存機能に対する技術変更 ・フォーンサポート ・オンサイトレスポンスタイム（3営業日以内） ・テクニカルリモートサービス ・パーツ配送時間　優先 〈業務実施時間帯〉 ・修理対応時間 月－金（祝祭日及びフィリップスの休日を除く）9:00－17:30 ・点検対応時間 月－金（祝祭日及びフィリップスの休日を除く）9:00－17:30 【契約外】 ・業務実施時間帯以外の業務 ・フラットパネルディテクター ・X線管球 【契約条件】 1.次の各号に該当する本装置の不具合については、受託者及びメーカーは本契約における保守の責任を負わないものとする (1)火災、風水害、地震等の天災地変その他の不可抗力に起因する不具合 (2)契約内容に記載のないサービスの提供又は本機器の部品の取替え マルウェアその他システム、コンピュータのハードウェア若しくはソフトウェア、データ、情報又は通信機器を利用不能にし、障害を引き起こし、有害な干渉をし、密かに傍受し若しくは奪取し、又はこれらへの不正アクセスを可能とするコンピュータプログラムのコード又はルーチンのために必要となった保守又は修理。 (3)設置場所又は本機器が血液その他潜在的な感染性物質、廃棄物質、感染性廃棄物、感染性物質、又は医療廃棄物等で汚染された場合の本機器に対するサービス (4)・受託者又はその代理人から提供された設計、仕様又は指示 ・メーカー又はメーカーの業務委託先以外の者がメーカーの書面による指示又は勧告を遵守しなかったこと ・メーカーが推奨したものでない第三者の製品と本機器との組合せ ・メーカー又はメーカーの業務委託先以外の者が本機器又はその部品に対して行った改造又は不適切な保管、取扱い、使用若しくは保守 ・原因／性質を問わず、外部要因によって引き起こされた損傷 ・本機器の撤去又は移動 ・部品を含む本機器についての委託者の不注意若しくは誤用又は委託者による事故 (5)メーカー及びメーカーの業務委託先以外の者が行う、材料、補給品、部品若しくは労力の提供 (6)本サービス又は本機器に関連する装備、設備、構造上の変更又は付属品の提供 (7)消耗品、付属品又は補助装置の提供。 (8)本機器の性能に関連しない外見の修復 (9)工場での修繕及び復元 (10)市場安全性是正措置（すなわち、安全性関連のアップデート）を除くアップデート又はアップグレードの提供。 (11)ソフトウェアのバックアップコピーの提供又はカスタマイズしたプログラムの作成。 (12)第三者の製品の保守及び修理。

対象名称	No.16　SyncVision（フィリップスジャパン）　設置場所　血管連続撮影室2
契約内容	(13)ストレージデバイスから消失した画像データの復元 (14)受託者が構築した IT 環境（サーバー、ストレージ、ネットワーク接続性、モダリティ接続性、 アンチウイルス保護、データバックアップ及びクライアントデバイスを含む）の管理 (15)適用契約において具体的に除外されたサービス 2.受託者は、年に一度、インフレーションに合わせて契約金額を調整しうる。 受託者が別途合意する場合を除き、総務省が発表する消費者物価指数の数値を当該調整に使用する。 また、受託者は、契約金額に影響を及ぼす原価要素の変動を補填するために、委託者に対し 60 日前に 契約金額の引き上げ理由を合理的に説明した書面による事前通知をもって、年に一度、契約金額を引き上げうる。 なお、契約金額は、適用契約の効力発生日における物価水準に基づき決められたことを委託者は理解したものとする。 本条に基づく契約金額の変更は、受託者及び委託者は書面による合意に基づいて行うものとする。 3.適用契約に別途定める場合を除き、いずれの当事者も運用契約を一方的に解約することはできない。 なお、委託者及び受託者両者協議の上、書面での合意により本契約を解約することができる。 この場合、委託者は受託者に対して解約の効果が生じる日の属する月までの契約金額を原則、月割り計算にて支払う。 4.本ベストエフォートプランに関する特約と本仕様条件の内容が異なる場合には、本ベストエフォートプランに 関する特約の内容が優先する。 *ベストエフォートプランに関する特約 1.本仕様書記載の対象機器は、製造元が既にサポートを終了した機器であり、フィリップスによる修理サービス業務 の内容は、本契約の他の定めにかかわらず、修理に必要なフィリップス所定の交換部品等についてフィリップスが 調達できる限り修理を行うことに限定されるものとする。 2.フィリップスが修理に必要なフィリップス所定の交換部品を調達できる場合に限り、適用されるものとする。 3.本契約に基づくサービス履行中に、修理に必要なフィリップス所定の交換部品等について フィリップスが調達することができないことを理由としてサービスの履行ができない場合、 両当事者協議のうえ、本契約内容を変更できるものとする。 この場合において、契約金額を変更する必要が生じたときは、両当事者協議により定めるものとする。 本契約の他の定めに関わらず、本契約に基づくサービス履行中に、修理に必要なフィリップス所定の交換部品等 についてフィリップスが調達できないことを理由としてサービスの履行ができない場合、 受託者はいつでも直ちに本契約を解除できるものとする。 当該解除の場合、受託者及び委託者は契約金額を日割り（1月を30日として計算する）で精算するものとする。
備考	・フィリップスの休日：年末年始休暇及びフィリップス特別休日を指す。 ・2028年3月31日をもってEOLとなるため以降は1年毎の契約となります。